

大阪広域水道企業団職員就業規則等の一部を改正する規程を公布する。
平成29年 2 月 22 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 3 号

大阪広域水道企業団職員就業規則等の一部を改正する規程
(大阪広域水道企業団職員就業規則の一部改正)

第 1 条 大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業
団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(週休日の振替等) 第 9 条 前条第 1 項の週休日に企業長が特に勤務することを命ずる必要がある場合には、職員は、前条第 2 項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち<u>勤務することを命ぜられる日を起算日とする 4 週間前の日から勤務することを命ぜられる日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更されて当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ぜられる日に割り振られ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 3 時間 45 分若しくは 4 時間を当該勤務日に割り振られず、当該 3 時間 45 分若しくは 4 時間を当該勤務することを命ぜられる日に割り振られることがある。</u> (育児又は介護を行う職員についての特例) 第 12 条 第 8 条及び第 10 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割り振り及び休憩時間は、<u>事業の運営に支障がない場合に限り、別に定めることができる。</u> (1) 小学校就学の始期に達しない子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託されている児童及び同法	(週休日の振替等) 第 9 条 前条第 1 項の週休日に企業長が特に勤務することを命ずる必要がある場合には、職員は、前条第 2 項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち<u>別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更されて当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ぜられる日に割り振られ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 3 時間 45 分若しくは 4 時間を当該勤務日に割り振られず、当該 3 時間 45 分若しくは 4 時間を当該勤務することを命ぜられる日に割り振られることがある。</u> (育児又は介護を行う職員についての特例) 第 12 条 第 8 条及び第 10 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割り振り及び休憩時間は、別に定めることができる。 (1) 小学校就学の始期に達しない子のあ る職員 当該子の<u>保育所等への送迎</u>

第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)のある職員 当該子の養育

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業(児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行う施設等への送迎

(3) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、2親等内の親族又は配偶者の父母の配偶者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)のある職員 当該被介護人の介護

(時間外勤務)

第13条 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第7条から第9条まで及び第29条第4項の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ずることがある。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることがある。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第16条 小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、次の各号のいずれにも該当する配偶者(職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。)のない職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員は、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)以外の時間において、第29条の規定による勤務時間を割り振られるものとする。

(1) 深夜において常時就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病、老齢又は身体障がい、知的障がい若しくは精神障がいにより当該子を養育することに支障がある状態にあ

(2) 小学校に就学している子のある職員 当該子の放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)を行う施設等への送迎

(3) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、2親等内の親族及び配偶者の父母の配偶者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)のある職員 当該被介護人の介護

(時間外勤務)

第13条 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第8条第2項又は第29条第4項の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ずることがある。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ずることがある。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第16条 小学校就学の始期に達しない子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。))が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員は、深夜以外の時間において、第29条の規定による勤務時間を割り振られるものとする。

<u>る者でないこと。</u> <u>(3) 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、16 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。</u> 2 小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、前項各号のいずれにも該当する配偶者（職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。）のない職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員は、深夜において第13条又は前条の規定による勤務を命ぜられることはない。 3・4 （略） 5 <u>第1項各号列記以外の部分、第2項、第3項及び前項の規定は、被介護人を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、次の各号のいずれにも該当する配偶者（職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。）のない」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第2項中「小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、前項各号のいずれにも該当する配偶者（職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。）のない」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第3項中「3歳に満たない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。</u> （休暇の種類） 第20条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。 第25条 （略） （介護休暇） 第26条 職員は、被介護人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、被介護人が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、180日の期間を限度として必要と認める日又は時間の介護休暇を受けることができる。 （介護時間） 第26条の2 <u>介護時間は、職員が被介護人の介護をするため、被介護人の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該被介護人に係る</u>	2 小学校就学の始期に達しない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員は、深夜において第13条の規定による勤務又は前条の規定による勤務を命ぜられることはない。 3・4 （略） 5 <u>第1項、第2項及び前項の規定は、被介護人を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第2項中「小学校就学の始期に達しない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。</u> （休暇の種類） 第20条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。 第25条 （略）
--	--

<u>前条の規定に基づき与えられた期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> （部分休業） 第27条 （略） 2 （略） 3 <u>第25条第1項第16号に規定する特別休暇又は前条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 4 <u>育児休業法第5条及び第9条並びに大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）第11条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第28条 （略） （勤務時間等） 第29条 （略） 2 （略） 3 <u>週休日は、前項の期間につき1週間当たり1日の割合で所属長が割り振る日及び別に定めるところにより所属長が指定する日とする。</u> 4・5 （略） （出勤又は退勤の記録） 第38条 <u>職員が出勤したとき又は退勤するときは、別に定める方法により出勤又は退勤の記録に必要な手続を行わなければならない。</u>	（部分休業） 第26条 （略） 2 （略） 3 <u>前条第1項第16号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 4 <u>育児休業法第5条及び第9条並びに育児休業条例第11条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第27条 （略） （介護休暇） 第28条 <u>職員は、被介護人の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、被介護人が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、180日の期間を限度として必要と認める日又は時間の介護休暇を受けることができる。</u> （勤務時間等） 第29条 （略） 2 （略） 3 <u>週休日は、前項の期間につき1週間当たり1日の割合で所属長が割り振る日及び別に定めるところにより所属長が指定する日とする。</u> 4・5 （略） （出勤） 第38条 <u>職員が出勤したときは、別に定める方法により出勤の記録に必要な処理を行わなければならない。</u>
---	--

第2条 大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(育児又は介護を行う職員についての特例) 第12条 (略) (1) 小学校就学の始期に達しない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)のある職員 当該子の養育 (2)・(3) (略)	(育児又は介護を行う職員についての特例) 第12条 (略) (1) 小学校就学の始期に達しない子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している職員に委託されている児童及び同法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)のある職員 当該子の養育 (2)・(3) (略)
--	---

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第2条の3の企業長が別に定める特別休暇等) 第3条 条例第2条の3第2号の企業長が別に定める特別休暇は、大阪広域水道企業団職員就業規則(大阪広域水道企業団管理規程第31号)第25条第1項第12号に規定する特別休暇のうち多胎妊娠の場合の特別休暇とする。 2 条例第2条の3第3号イの企業長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合 (2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含	(条例第2条の2の企業長が別に定める特別休暇等) 第3条 条例第2条の2第2号の企業長が別に定める特別休暇は、大阪広域水道企業団職員就業規則(大阪広域水道企業団管理規程第31号)第25条第1項第12号に規定する特別休暇のうち多胎妊娠の場合の特別休暇とする。 2 条例第2条の2第3号イの企業長が別に定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合 (2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 ア—エ (略)	む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合 ア—エ (略)
---	---

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
(通勤手当) 第44条 (略) (1) (略) (2) 条例第9条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び就業規則第28条第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより通勤が困難であると認められる身体に障がいをもつ職員にあっては、別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額 ア—ス (略) (3) (略) 2—5 (略) 別表第11 休職期間等調整換算表(第38条関係) <table> <tr> <th>理由</th><th>引き続き勤務しない期間についての換算率</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>外国派遣職員の派遣 <u>就業規則第26条に規定する介護休暇</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>専従許可を受けた場合</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 備考 (略)	理由	引き続き勤務しない期間についての換算率	(略)	(略)	外国派遣職員の派遣 <u>就業規則第26条に規定する介護休暇</u>	(略)	専従許可を受けた場合	(略)	(略)	(略)	(通勤手当) 第44条 (略) (1) (略) (2) 条例第9条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び就業規則第27条第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより通勤が困難であると認められる身体に障がいをもつ職員にあっては、別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額 ア—ス (略) (3) (略) 2—5 (略) 別表第11 休職期間等調整換算表(第38条関係) <table> <tr> <th>理由</th><th>引き続き勤務しない期間についての換算率</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>外国派遣職員の派遣</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>専従許可を受けた場合</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>就業規則第28条に規定する介護休暇</u></td><td><u>1 / 2 以下</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 備考 (略)	理由	引き続き勤務しない期間についての換算率	(略)	(略)	外国派遣職員の派遣	(略)	専従許可を受けた場合	(略)	<u>就業規則第28条に規定する介護休暇</u>	<u>1 / 2 以下</u>	(略)	(略)
理由	引き続き勤務しない期間についての換算率																						
(略)	(略)																						
外国派遣職員の派遣 <u>就業規則第26条に規定する介護休暇</u>	(略)																						
専従許可を受けた場合	(略)																						
(略)	(略)																						
理由	引き続き勤務しない期間についての換算率																						
(略)	(略)																						
外国派遣職員の派遣	(略)																						
専従許可を受けた場合	(略)																						
<u>就業規則第28条に規定する介護休暇</u>	<u>1 / 2 以下</u>																						
(略)	(略)																						

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第5条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） 第7条 （略） 2 （略） （1）・（2） （略） （3）大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号。以下「就業規則」という。）<u>第28条第1項</u>の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間 （4） （略） 3 （略） （勤勉手当に係る勤務期間） 第14条 （略） 2 （略） （1）—（6） （略） （7）就業規則<u>第27条第1項</u>の規定による部分休業の承認又は同規程第26条の2<u>第1項</u>の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 （8）就業規則<u>第28条第1項</u>の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間 （9）就業規則<u>第26条</u>に規定する介護休暇を与えられて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 （10） （略）	（期末手当に係る在職期間） 第7条 （略） 2 （略） （1）・（2） （略） （3）大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号。以下「就業規則」という。）<u>第27条第1項</u>の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間 （4） （略） 3 （略） （勤勉手当に係る勤務期間） 第14条 （略） 2 （略） （1）—（6） （略） （7）就業規則<u>第26条第1項</u>の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間 （8）就業規則<u>第27条第1項</u>の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間 （9）就業規則<u>第28条</u>に規定する介護休暇を与えられて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 （10） （略）

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（復職時等における号給の調整に係る経過措置）

2 第4条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程別表第11の規定は、平成29年1月1日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。